

令和6年度 連雀学園三鷹市立第一中学校いじめ防止基本方針

平成25年9月28日のいじめ防止対策推進法の施行に伴い、三鷹市では、平成27年1月1日に施行された「三鷹市いじめ防止対策推進条例」に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」を策定し、平成29年4月1日に、より実効性を高めるために改訂を行いました。

本校ではいじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであるという認識に立ち、いじめの防止、早期発見及び対処を効果的に推進するため、三鷹市教育委員会・学校・地域住民・保護者及び関係機関等との連携の下、いじめ防止対策推進法の趣旨に則った取組を推進し、第一中学校としてのいじめ防止基本方針を策定し、これに基づいた取組を推進していきます。

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

- (1) 「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものであるという認識のもと指導を行う。
- (2) いじめはどの子供にも起こりうるという認識に立ち、軽微な段階でもいじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。
- (3) 教職員が、不用意な言動で児童・生徒を傷つけたり、児童・生徒による軽微ないじめを見逃したり、いじめの助長につながる言動がないよう、研ぎ澄まされた人権感覚を校内の全教職員が相互に磨きあう風土を醸成する。

2 未然防止のための取組みの推進

- (1) 生徒が規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、自己有用感を高め、互いを認め合える人間関係や学校風土を醸成する。
- (2) 全校集会や学年集会、学級活動などで日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を学校全体で共有する。
- (3) 「わたしたちの道徳」、東京都道徳教育教材集「心見つめて」、「人権教育プログラム」等を有効に活用して、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うために、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。特にコミュニティ・スクール委員会、地域関係諸団体と連携し、職場体験やボランティア活動等の充実を図る。
- (4) ネット上のいじめ未然防止のために情報モラル教育を充実させるとともに、保護者への啓発を図り、家庭と協働してインターネットや携帯電話の利用について家庭におけるルール作りを働きかける。その際、学園の児童・生徒の主体的な取り組みとして策定した「デジタル・シチズンシップ宣言」「連雀学園SNSルール」の徹底を図るよう働きかける。
- (5) 東京都教育委員会の「いじめ防止教育プログラム」「SOSの出し方に関する教育」等を活用し、「いじめや心の危機に陥った友達のかかわり方に関する授業」を実施するとともに、校内研修の充実を図る。

3 早期発見のための取組みの推進

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、教職員が連携して、児童・生徒の些細な変化に気付く力を高めることが重要である。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することができるよう、早期発見の取組みを推進する。

- (1) 日常的な観察
休み時間や放課後等、各教員が生徒と向き合う時間を有効に活用し、生徒の表情や様子に目を配り、交友関係や悩みを把握し、気になる生徒への声かけを意識した指導を徹底する。また、家庭での生徒の見守りを呼びかけ、家庭で変化に気付いた際には学校と家庭で情報を共有し、連携した指導を行う。
- (2) 教育相談
入学直後の第一学年の生徒を対象としたスクール・カウンセラーによる全生徒との面談を実施するとともに、個人面談や家庭訪問の機会を活用したり、教育相談週間を設定したりするなど、児童・生徒の悩みを個別に聞く機会を設ける。
- (3) 相談窓口の周知
スクール・カウンセラーや養護教諭等による相談窓口について周知する。
- (4) 定期的なアンケートの実施
安心していじめを訴えられるように様式や回収方法を工夫して、生活実態全般に係る調査やいじめに関するアンケート調査等を継続的に実施する。
- (5) 保護者、地域、関係諸機関からの情報収集
保護者、地域、関係諸機関からの情報を活用し、早期発見、早期対応を行う。また、家庭で実践できるチェックリストの作成・配布等を通して保護者と連携した取り組みの推進と情報の収集を行う。

4 いじめ対策のための校内組織の設置と対処

- (1) 管理職、生活指導主任、主幹教諭、学年主任、養護教諭、スクール・カウンセラー等からなる、いじめ防止等の対策のための常設の校内組織「第一中学校いじめ対策委員会」を設置する。当該委員会は学校基本方針の策定・見直し、いじめ問題に関する年間指導計画の作成、進行管理、いじめの未然防止・早期発見・事案の実効的対処、いじめの「疑い」「認知」及び「解消」「解決」の判断、校内研修の実施、関係機関との連携等をはじめとするいじめの防止等に向けた様々な取り組みの中心的機能を担う。
- (2) いじめの発見・通報を受けた教員は、一人で抱え込まず、直ちに対策委員会に報告して情報を共有する。
- (3) 当該委員会が中心となり、速やかに関係生徒からの聴き取りを行っていじめの事実の有無を確認するなど、組織的に対応する。
- (4) 被害生徒に対しては、複数の教員による組織的な見守り体制をとり、教職員間の情報共有の徹底を図るとともに、学校と家庭の間で緊密な連絡を行う。また、状況に応じて保健室登校を実施するなど緊急避難措置を講じる。
- (5) 被害生徒及びその保護者のケアのために、スクール・カウンセラーやスクール・ソーシャルワーカーを活用する。
- (6) いじめを見ていた生徒に対しては、傍観することなく自分の問題と捉えさせる指導を充実し、いじめを許さない雰囲気づくりを推進する。
- (7) いじめの「解消」は、いじめと認知した事象が無くなった段階であり、そこからさらに指導を進めることで、双方の当事者や周りの者全員を含む集団の関係が修復して好ましい集団活動を取戻し、新たな活動に踏み出した状態が認められたことをもって初めて「解決」と判断する。したがって、当事者間の謝罪等で指導を終えるのではなく、いじめの「解消」を判断した後も「解決」に向けて組織的な指導を継続するものとする。
- (8) 「問題行動等状況記録シート」等の様式を用いて、いじめ問題に関する指導記録を保存し、校内で情報を共有するとともに、進級の際に適切に指導を引き継げるようにする。

5 教育委員会や関係機関等との連携

- (1) いじめが確認された場合、必要に応じてスクール・カウンセラーやスクール・ソーシャルワーカー、三鷹警察署、子ども家庭支援センター、児童相談所などの協力を得て解決に取り組むとともに、コミュニティ・スクール委員会が担う「学校サポートチーム」を活用しその再発を防止する措置をとる。
- (2) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇することなく三鷹警察署と連携して対応する。
- (3) いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに三鷹市教育委員会に報告し、連携して事態への対処や事実関係を明確にするための調査等を行う。また、三鷹市の「いじめ問題対策協議会」、「いじめ問題調査委員会」による再調査等に積極的に協力し、再発の防止に努める。
- (4) コミュニティ・スクール委員会やPTA等の会議の機会を活用し、いじめ問題について協議したり、情報提供をして協力を依頼するなど、解決に向けて家庭・地域とともに考え、行動する取り組みを推進する。

6 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、その日のうちに保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

7 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童・生徒に対して懲戒を加える。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、懲戒の範囲を正しく理解したうえで、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童・生徒が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。

〈参考〉児童・生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、当番の割当て、文書指導などは通常、懲戒権の範囲内と判断される。

(平成25年9月20日、文部科学省「第4回いじめ防止基本方針策定協議会」資料より)

8 児童・生徒による取り組みの推進

いじめの問題の解決に向けて、生徒たち自身が主体的に取り組む活動を推進するため、生徒会の活動に位置づけた取り組みを推進する。特に連雀学園の児童会・生徒会交流の機会を活用して、中学生がリーダーシップを発揮した、活動の企画・実施を通していじめ撲滅を主体的に取り組めるよう学園組織、コミュニティ・スクール委員会と連携して指導する。

9 公開・点検・評価

- (1) 「第一中学校いじめ防止基本方針」は、年度当初の保護者会、コミュニティ・スクール委員会等で周知するとともに、学校ホームページで公表する。
- (2) 対策委員会にて本基本方針及び年間計画に基づいた取組の進捗状況について管理と点検を行う。
- (3) 学校評価において、いじめ問題への取り組みの評価を実施するとともに、その結果をコミュニティ・スクール委員会に報告し、学校関係者評価を行い、見直し、改善が図られるようにする。